

# 福島第一原子力発電所の事故の影響に伴う 肉用牛の安全対策等に関する国への要請書

東京電力福島第一原子力発電所の事故後に収集された高濃度の放射性セシウムに汚染された稲わらが、福島県をはじめとする各道県の畜産農家の肉用牛に与えられ、これにより汚染された牛肉が、沖縄県を除く全国で販売されていたことが判明した。

このことから、全国的に肉用牛の風評被害が拡大し出荷が困難となるなど、肉用牛生産農家においても大きな影響が及んでいる。

国は、このような重大事態が生じる中、福島県をはじめとする4県に対して肉用牛の出荷制限等を実施するとともに、一部の都県に対し、稲わらの利用・販売・譲渡の自粛も要請しており、各自治体においても、畜産農家に対して当該稲わらの使用自粛要請や、状況把握のための実態調査等を実施するなどの緊急対策を進めている。

今回の問題の発生により、生産者、消費者ともに食の安全・安心に大きな不安を抱いており、被害が更に拡大することも想定されることから、国においては根本原因が国の原子力発電所の安全対策に帰することを深く認識し、責任を持って次の事項を実現することを強く要請する。

## 1 牛肉や稲わらなどの検査体制等の構築

消費者が安心して国産牛肉を消費し、また、肉牛農家も安心して生産できるよう、牛肉、稲わらをはじめとする流通飼料のほか、堆肥の安全性の確保について、国の責任において検査体制を早急に構築すること。また、その流通に当たっては、検査結果等を証明する書類を添付するなど、安全な飼料等の流通に万全を期すること。

さらに、自主的に検査を実施する各自治体等に対しては、必要な測定機器導入やその検査に必要な経費について支援を行うこと。

## 2 肥料・土壌改良資材・培土の安全確保

肥料・土壌改良資材・培土の暫定許容値が設定される中、肥料等の安全性を確保するため、製造業者に対して放射性セシウムの検査等を義務付けるとともに、流通に当たっては、その結果等を証明させる書類を添付するなど、国の責任において、安全な肥料等の流通に万全を期すること。

### 3 畜産農家に対する支援対策の実施

#### (1) 出荷自粛等により出荷が困難になった牛の買上げ

出荷制限や出荷自粛等により出荷が困難になった牛について、国がすべて買い上げるとともに、これによって生じた生産者の損害を全額補償すること。

#### (2) 畜産経営を維持するための対策

畜産農家の営農継続に必要な無利子・無担保・無保証の融資制度を創設するとともに、肉用牛肥育経営安定特別対策事業や肉用子牛生産者補給金制度等の経営安定対策が、地域の実情に応じた柔軟な運用ができるよう拡充すること。

#### (3) 汚染された稲わら等の処分及び飼料の確保対策

放射性物質の暫定許容値を超えて利用できなくなった稲わらや堆肥等の管理・処分経費について、生産者負担が生じないようにすること。

また、代替飼料の確保に必要な支援を行うこと。

### 4 国産牛肉の消費回復対策の実施

国は、国産牛肉の安全性についての正確な情報提供やPR活動を積極的に行うとともに、各自治体や生産者組織等が行う国産牛肉の消費回復に向けた取組に対して支援すること。

また、暫定規制値を超えた牛肉については、国が確実な追跡調査を行うとともに、買い上げ処分し、消費者の不安を払しょくすること。

### 5 損害賠償請求に対する支援

東京電力による損害賠償が十分かつ迅速に行われるよう国が責任を持って対処すること。

また、損害賠償手続を行う損害賠償対策協議会の活動に要する経費（弁護士報酬を含む）については、地元負担が生じないようにすること。

平成23年8月10日

全国知事会